

依存症予防についての教育・啓発について(令和5年度)

【趣旨・目的】

アルコール・薬物などの「物質依存」や、ギャンブル等などの「行動嗜癖」の基礎知識とともに、依存症の背景にあるストレスへの対処法なども伝え、高校生等への予防教育・啓発活動を推進する。

事業項目	事業内容
若年層向け予防啓発事業	<p>①依存症予防啓発ツール作成事業 学校教員が授業において予防教育が実施できるよう、高校生向けの予防啓発ツール（スライド・動画・ワークシート）と教員向けのツール使用解説書を作成する。</p> <p>②教員向け依存症予防啓発研修事業 ギャンブル等依存症の基本知識、上記で作成した予防啓発ツールの使い方を学ぶための研修を年2回実施する。</p> <p>③予防啓発教育普及事業（出前授業） 希望される学校に対して、上記ツールを活用しながら依存症に関する基礎知識や予防に関する知識などを伝える授業を実施する。また、希望に応じて体験談発表者の調整も行う。</p>
高校生向け依存症予防啓発推進事業	<p>文部科学省発行のリーフレット「行動嗜癖を知っていますか？」を印刷し、依存症の予防に資する教育・啓発活動を支援する。</p> <p>配布対象) 府内高等学校等の3年生全員 (定時制・通信制は全学年)</p>

